

# 手話言語法ニュース 埼玉版

— 埼玉にも手話言語条例を — No.4 2014年5月24日

編集・発行：埼玉県手話言語法制定推進事業プロジェクトチーム 代表者：小出真一郎  
発行所：社団法人埼玉県聴覚障害者協会 〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1  
TEL:048-824-5277 FAX:048-825-0774

## 県内の市町村で取り組みが進んでいます！

※2014年5月23日現在



### 手話言語法制定を求める意見書採択

- 熊谷市 : 3月18日 (火)
- 志木市 : 3月18日 (火)
- さいたま市 : 3月20日 (木)
- 蓮田市 : 3月20日 (木)
- 富士見市 : 3月20日 (木)
- 八潮市 : 3月20日 (木)
- 鶴ヶ島市 : 3月26日 (水)

各地域で「手話言語法制定を求める意見書」の取り組みが進んでいます。3月はさいたま市をはじめ、富士見市、志木市、熊谷市、八潮市、鶴ヶ島市、蓮田市で採択されました。そして6月に採択される予定の自治体が広がっています。

### 採択予定

川越市、春日部市、狭山市、入間市、北本市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、秩父市

### 地域での学習会が開催されています。

4月24日、28日に東西南北連絡委員会にて学習会を開催しました。その後、10以上地域で「手話言語法に関する学習会が開催されています。

手話言語法制定を求める意見書への取り組み方法や、意見書が採択された地域からの取り組み説明や情報交換を行っています。

# 埼玉県でも取り組みを進めています

5月16日（金）にプロジェクトチームの小出代表、川津、大内、竹村、戸上、的場が埼玉県議会の自由民主党代表の小島議員と話し合い、小出代表より、埼玉県も手話言語法制定を求める意見書を提出して頂きたいと説明した。また、埼玉県手話言語条例についてお話しした。小島議員より、各県、市町村でも意見書が出され採択されているので、県としても自民党議員団で慎重に進めて行きたいとの回答。

そして5月20日（金）に、小出代表、森田、小寺、戸上、的場が埼玉県議会公明党の西山団長と話し合い、意見書と、埼玉県手話言語条例について説明をした。西山議員より、公明党も関心を持っている。また自由民主党の動きを見て行きたいとの回答。

## 議会での傍聴の情報保障について

引き続き、5月16日（金）に県議会事務局へ行き、県議会での傍聴の情報保障について要望を出した。3月議会の一般質問で自由民主党の山下議員が、手話言語条例について質問したが、手話通訳や要約筆記の情報保障がついた。

しかし情報保障に関わる費用は、山下議員が負担することになってしまった。なぜ議会事務局が費用を出せないのかと問い合わせたが、県議会事務局は予算が無いためであった。議会のことは議長が決めて行くことであり、議員から必要な予算の要請があれば、予算を組む事ができる。事務局が先行して予算を決めるのは難しいとのこと。

市町村議会では、議会事務局が費用を払って手話通訳者などの派遣依頼しているのに、埼玉県議会では予算が取れないのはおかしい。耳が聞こえない人も聞こえる人も同じ埼玉県民である。県民に情報を伝えるなければ行けないということを強く要望した。

議会事務局からは、要望を受け上司と相談するとの回答。

## 手話言語法に関する勉強会 一障害者権利条約と私たちの暮らしー 開催のお知らせ

2013年12月24日に行われた「手話言語法に関するシンポジウム」に引き続き、以下の日程にて「手話言語法に関する勉強会一障害者権利条約と私たちの暮らしー」を開催することになりました。

手話言語法だけでなく、障害者権利条約から、障害者差別解消法など国内法整備、条約批准、情報コミュニケーション法、手話言語条例などを勉強ができる企画を立てました。ぜひ、市町村の議員や行政職員に呼びかけてください。

日時：2014年7月22日（火）13:30～16:30

場所：埼玉会館・小ホール

内容：講演：「手話言語法はなぜ必要か？」一みんなが明るく、楽しく、幸せに一

講師：一般財団法人全日本ろうあ連盟 事務局長 久松 三二氏

報告：手話言語法に関する各地域での取り組み

## 意見書の取り組みについて

手話言語法の制定は、私たちの暮らしを変える運動です。埼玉県手話言語法制定推進プロジェクトチームからいろいろアドバイスや支援などを行えますので、もし地域での取り組みが分からない、悩んだときは、遠慮なく連絡をください。みんなで一緒に取り組んでいきましょう。

